

財務大臣 麻生太郎 殿

**G20 財務大臣に対する IMF・世界銀行春季会合に向けた  
最貧国に対する即時の債務返済一時停止を求めるセーブ・ザ・チルドレンの公開書簡**

平素より市民社会の活動に対し、深いご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）のパンデミックは、人類に甚大な被害と国家経済への打撃をもたらしています。今週開催される IMF・世界銀行春季会合において、G20 各国の財務大臣が最も脆弱な国々に対する債務救済措置に合意することにより、このパンデミックが世界にもたらす甚大な影響を封じ込め、最も貧しい国々に暮らす子どもたちの希望ある未来を守ることができます。

まず、私たちは、G20 各国がこれまで示してきた脆弱国への COVID-19 対応支援に感謝を表します。一方で、国際的な協調のもと、より迅速な対応が求められています。中でも、最貧国が債務返済に充てる資金を、COVID-19 の最前線における保健医療体制やセーフティネットの構築、パンデミックの影響に対する経済対策に即時に充当することが必要とされています。サハラ以南アフリカ諸国による今年の債務返済は、総額 280 億米ドルにも上ります。これは、この地域が保健システムに投入している額の約 2 倍となります。この地域の人口の半数は、保健医療サービスへのアクセスを持たず、年間約 40 万人もの子どもたちが基礎的な診断や抗生物質で助かる肺炎で命を落としています。COVID-19 への対応よりも債務返済が優先されれば、国境のない COVID-19 の影響は全世界に及び、特に子どもたちが最も大きな打撃を受けることとなります。セーブ・ザ・チルドレンは、最貧国の債務返済の一時停止は、財政の緊急措置というのみならず、子どもの権利に関わる問題だと考えています。

私たちは、特に世界銀行の国際開発協会（IDA）からの借入資格のある最貧国に対する COVID-19 の影響を懸念し、以下の措置を求めています。

1. **パリクラブ、中国政府・国有金融機関、アラブ諸国金融機関の債権者による公的な二国間債務返済の一時停止**
2. **民間債権者への債務返済の一時停止**
3. **多国間債務の返済の一時停止**

さらに、債務返済のみならず、IMF のラピッド・クレジット・ファシリティなどの緊急融資制度の活用や、新たな 5000 億～6000 億米ドルの特別引出権の発行が春季会合で検討されることを求めます。IDA19 を通じた支援は歓迎しますが、保健医療、セーフティネット、教育、その他の分野における膨大なニーズのもとでは、新たな資金動員が必要とされています。

私たちの提案には、様々な課題が生じることも認識しております。重債務貧困国（HIPC）イニシアティブのような既成の枠組みがあるわけではなく、枠組みを策定する時間ありません。これら債務の一部には、不透明な取り決めや十分な精査を経ない民間のクレジット市場への参入を通じて蓄積されてきたものもあります。当該国の市民は、より高い透明性と説明責任を要求する権利を有しており、この問題は引き続き取り組む必要があります。

しかし、世界で最も裕福な国々の政府が前例のない経済政策・復興計画を実施し、金融政策を再定義している中、最も貧しい国々の命を救い、貧困化を阻止し、復興を支援するイニシアティブは、我々の義務であり、また実施可能だと考えております。最貧国の債務危機への対応は、資金調達の問題のみならず、私たちが共に直面する人類の課題、子どもたちに対する共通の責任に対する決意が試されています。

以上、ご賢察の程よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 専務理事・事務局長  
三好 集

【本提言に関するお問い合わせ】  
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー室  
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F Email: [japan.advocacy@savethechildren.org](mailto:japan.advocacy@savethechildren.org)